

平成23年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 議事録

日時	平成23年8月24日(水) 14:45~16:45
会場	芦屋市役所分庁舎2階大会議室
出席者	委員長 長田 貴 委員 宮崎 睦雄・竹田 千里・船橋 久郎・信岡 史恵・山口 三七子・小林 正美・松矢 欣哲・加納 多恵子・進藤 昌子・安宅 桂子・津村 直行 事務局 保健福祉部高年福祉課 安達 昌宏・永井 喜章・木野 隆・奥村 享央・廣瀬 香 地域福祉課 寺本 慎児・細井 洋海
会議の公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由> 法人情報
傍聴者数	2人

1 議事

平成23年度芦屋市地域密着型サービス事業者の決定について

2 報告事項

芦屋ブーケの里について

3 資料

資料1 地域密着型サービス指定事業者の選考結果について

資料2 地域密着型サービス事業所設置計画概要書(様式2-1)

資料3 実施予定事業別計画書(様式2-2)

1 議事

平成23年度芦屋市地域密着型サービス事業者の決定について

地域密着型サービス指定事業者の選考結果について(資料1)

地域密着型サービス事業所設置計画概要書(様式2-1)

実施予定事業別計画書(様式2-2)

事務局より説明

(長田委員長)

事務局説明の補足として、選考委員会での意見をお伝えします。この事業者は現在身体障がい者の施設を運営されています。障がいは支援という言葉を使いますが、介護という分野は初めてです。よって付帯要件に記載ある高齢者支援の事項については、障がいのベースはあるけれども高齢者の介護は初めてなので、高齢者介護の特性はあるという前提のもとに、様々な知識・技術をおさえていく必要があるということになります。

今後の研修については、他的高齢者施設に出向き、実際の高齢者介護について体験的に勉強していくとのことです。

現施設には、介護支援専門員の資格を持つ職員がいるとのことですが、現実的に介護支援専門員としての業務を行っているわけではないので、初めて業務につき、かつ兼務していくということですが、どれだけ即戦力となるのかについては、もう少しシビ

アに考えて欲しいという意見も出しています。

資金面については、税理士の方に出席していただき適正であるかをみていただきました。高齢者福祉へは初めての参入ということから、理念の明確化、文章化をして基本方針の確立を行ってもらわなければならないという付帯要件も入れています。

初めは非常に肝心で慎重に運営していく必要がありますが、上手くいけばいい意味で専門職間のスキルアップなどが展開され、地域にも多角的な視点からの支援が行われていくことも期待できます。この付帯要件をしっかりと見定めていただく必要があります。これを前提に事業者からの話を聞いてください。

(事務局)

事業者から、現在の法人や障がい者施設の概要についての説明を行い、退席の後、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

(加納委員)

混合型とはどのようなものですか。

(事務局)

1階が小規模多機能型居宅介護事業所、2階と3階の一部が地域密着型介護老人福祉施設、3階の一部と4階が地域密着型特定施設（有料）となり、5階部分に混合型の有料老人ホームを設置します。混合型とは自立・支援・介護のどなたでも利用できる有料老人ホームとなります。

(長田委員長)

立地について確認をお願いします。

(事務局)

朝日が丘小学校の隣になります。南側はバス道に面し、北側は低層階のマンションになっております。建築指導課の指導もあり北側はかなり広い緑地になる予定です。地域住民への説明については、選考を通らなければお話できる状態にはならないことから未だ始めておりませんが、住民のかたへの説明を十分に行い、地域に受け入れられるよう、しっかりと考えていただきたいと話しました。

(長田委員長)

地域をどういうイメージとして捉えられているかとの質問を行いました。一般的な山手のイメージである富裕層と捉えられており、看板なども目立たないように、外観も地域にみあったものにすると言われていました。今後、地域住民のかたへの説明会や働きかけについて、具体的に地域を見据えて考えていただくように話しています。

また、駐車場については地階で11台しか入りませんが、職員は駅まで施設が送迎し車での通勤はしないとのことでした。

(事務局)

では事業者から説明をいたします。

事業者入室し法人及び事業紹介

(事業者)

平成4年より神戸市で障がい者支援施設を運営しております。来年創立20年になります。入所者は55名です。職員は、正規職員がほとんどで、介護の現場を30数名、医師や理学療法士等の嘱託を含むと50名近くになります。

17名の理事・評議委員・幹事で運営しています。その役員の中には芦屋・西宮に居住するものが多く次に施設を作るときは芦屋・西宮でと考えておりました。

20年の間に、高齢者や保育の方面での就労を希望し辞めていく職員がおり、今後高齢者部門をやっていきたくて考えていました。65歳以上の方は障がいをもっていて

もなかなか受け入れ先がなく、そういう方々の受け入れが出来たらと思います。

現在の経営は9割税金（支援費）1割自己負担（月平均3.5万円）で賄われています。今回は地域密着型サービスとしての事業ですので、出来るだけ地域に溶けこむように、交流サロンの充実や設置する診療所・食堂を普段から近隣の方に使っていたできるようにしたいと考えています。また近隣の介護事業所ともタイアップしていきたいと考えています。

障がいに関しては、非常に自信はありますが、介護については初めてですので、選考が終われば、開設までの間は、協力していただける施設へ研修に行き実務を学んでいきたいと考えております。

職員は現在の施設から6名派遣することにしており、6ヶ月程度は特養に研修に行く予定です。またその中には、介護支援専門員等資格を持つものも数名おり、認知症専門に16年グループホームで施設長として働いていた職員を雇用し、認知症に対してのケアについて専門家を入れて勉強していきたいと考えております。

#### 事業者退室

（長田委員長）

選考委員会での評価表の集計はどうになりましたか。

（事務局）

先日の選考委員会にて、応募事業者は1事業者のみでございましたが、客観的に評価する材料の1つとして委員の皆様には評価表にご記入いただきました。

評価表は全15項目ありその中でさらに3～5項目分かれております。

事業者は、現在障がいの施設を運営しておられますが、介護事業に関しては全く初めてですので、法人の理念であるとか、運営実績等は介護事業としてのものではございません。今後改めていただくこととなりますが、現時点では不十分となります。ターミナルケアについてもまだ実施されておられませんので、それらをそのまま採点するとすれば厳しいものとなります。

しかし、現在までの障がいで経験を活かし、今後の介護事業に反映できると考えれば評価は良いものとなります。

よって今回は、評価表はあくまでも参考というかたちでご記入いただきました。

事業者のかたへは、低く採点された項目については、その内容についての付帯要件をつけることとしました。

付帯要件については、法人の高齢者福祉への理念の明確化・文章化、認知症高齢者への介護の仕方やターミナルケアについての勉強会・研修を十分に行い具体的な支援策の確立、地域住民への説明会および地域へ受け入れていただく為の取り組みはどう行おうとしていくのかなどを挙げていくこととなります。

人員配置においても、指定基準は最低条件として、実際に初めて高齢者介護を行うにあたり、即戦力となり業務が支障なく行えるかどうかについて十分に配慮をしていたようにいたします。

（長田委員長）

順調にプロセスが進めばいつごろの開設になりますか。

（事務局）

おそらく来年の夏か秋頃になるのではないかと思います。

（宮崎委員）

自己資金の記載がありますが、実際の純資産としてどれだけの現金が口座にありますか。借入が多いがそれだけの返済が可能か。また入居一時金は非常に高いと思われま

すが。それが運営費の中で見込まれているのは危険ではありませんか。

さらに、看護師は小さい施設でも3名ぐらい必要ですが、給与支払いが難しくなってくる可能性はありませんか。

ランニングしていくことについて、選考委員会ではどう見られていましたか。

(事務局)

選考委員会での決算関係書類は今までの施設運営の関係なので、今後についてきちんと計画はされているが、一時金の償却がなくなる7年目以降についての収支差額が少なくなっているため、不測の事態があった場合にどうなるかについてご意見をいただきました。

(松矢委員)

黒字転換になって3年ほどで余裕があるのか、また当初資金の借入割合が多く自己資金は固定資産を除きいくらになりますか。また、借入の返済はいつから始まるのか。

(事務局)

支援費の制度の関係により黒字転換しました。

(松矢委員)

損益の収支ではなく、キャッシュフローでの黒字なのか。

(事務局)

借入のほうは、据え置きが2年となり、民間よりも低い利率で借入できています。

(進藤委員)

現在の障がい施設を利用されているかたも利用の対象となりますか。

(事務局)

4階までは、地域密着型になりますので、芦屋市内のかたしか利用はできません。

(進藤委員)

地域住民への説明がきっちりなされるのでしょうか。反対が多いのではないかと思います。

(事務局)

周辺住民への説明については、十分に配慮しておこなっていただくようにしております。

(加納委員)

障がい者支援の経験をされているかたはきめ細かい対応ができると思いますが、運営上障がい部門の収支と介護部門の収支が混ざりませんか。指導や監査はどうなりますか。

(事務局)

障がい部門は兵庫県と神戸市が監査に入り、芦屋市はこの施設のための指導、監査となります。混合型の部分は県と協力しながら行います。

(加納委員)

構成が複雑になっているので、大変になるのではないのでしょうか。

(長田委員長)

いただいている意見は全てリスクについてであります。法人としてのリスク、高齢者施設としてのリスク、このまま進めるところは進め、明確な材料に焦点をあてて確認をしていく必要があります。金額の妥当性を出し、運営継続について再確認する形をとるほうがよいと思われます。

(事務局)

提出書類には、収入算定について利用率も想定した上で、数字を出されていました。

加算をとるにしても人件費がかかることについても十分に考えられているとのことでした。入居一時金は芦屋市内では高いですが他市と比較すると一概に高いとはいえず、その分内容を充実するということでした。一時金の償却が終わった年以降で収支差額の黒字の金額が少ない部分について計画通りであれば大丈夫であろうが、不測の事態が生じた場合の危険性があるという意見がありました。

再度、実際の手元資金や不測の事態についてどのように考えておられるか確認します。また一時金の根拠についても確認を行います。

(小林委員)

小規模も地域密着型の特養も採算性はあまりないと思われます。よって地域密着型の有料、混合型の有料で賄うしかないのは事実です。

(津村委員)

今回は税理士のかたにもみていただきましたが、収入算定については推測の域であり、明確には難しい部分があります。

(長田委員長)

書類では、ある意味根拠立てた数字となっているので、リスクを甘くみていないか、その見方がどうかを確認しなければなりません。

(小林委員)

職員の兼務の部分について書面上は問題ありません。人件費6割程度でみているので一般より高めで算定されていると思われます。よって看護師を1名から3名にして算定し直すというよりも、実際看護師がどこに本拠をおいて動くのかシュミレーションしていただいて算定されたのかどうかの確認が必要です。人件費のウエイトは普通だと思います。法人全体としてはどうなのか。我々の整備計画に基づき必要としているサービス事業に応募してきているので、それを活かすためにどんな手立てが必要か確認していかなければなりません。

(長田委員長)

事務局にて一旦整理し、より法人に特化した事項、財政方面になるとと思いますがこれを確認し、再度協議の場を設けていただくようお願いいたします。

## 2 報告事項

「芦屋ブーケの里」について

(事務局)

銀行との交渉が難航し、再生手続きが3ヶ月延期されました。

利用者・家族からは延期したことに伴うご意見は特段いただいている様子はありません。

グループホーム・特定施設の新規利用は施設側でストップしております。派遣職員が徐々に定着しつつあり、正規職員に移行していく話しもでてきているとのことです。12月以降に改めて報告させていただきます。

(長田委員長)

次回は出来るだけ早くに開催をしたいと思っております。本日の会議は閉会いたします。

以上